

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2021年2月16日 提出

【計算期間】 第3期（自 2019年11月16日 至 2020年11月16日）

【ファンド名】 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式 日経  
225

【発行者名】 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 一生

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【事務連絡者氏名】 田原 輝行

【連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目7番9号

【電話番号】 03-5210-8500

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

商品分類：追加型投信 / 国内 / 株式 / インデックス型

属性区分：その他資産（投資信託証券：株式（一般）） / 年1回 / 日本 / ファミリーファンド / 日経225

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	
	内外	その他資産（ ）	
		資産複合	

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**国内**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**株式**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**インデックス型**：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

## 属性区分表

（当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類（表紙）と属性区分における投資対象資産は異なります。）

### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225	
		日本			
	年2回	北米			
債券	年4回	欧州		ファンド ・オブ・ ファンズ	TOPIX
		年6回 （隔月）			
	年12回 （毎月）	オセアニア			
		中南米			
	不動産投資	日々	アフリカ		その他 （ ）
その他資産 （投資信託証券：株式（一般））	中近東 （中東）				
資産複合（ ）	エマージング				
資産配分固定型	その他 （ ）				
資産配分変更型					

**その他資産**：組入れている資産を記載するものとする。

**年 1 回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**日 本**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**ファミリーファンド**：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

**日 経 2 2 5**：目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

#### < 信託金の限度額 >

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および信託金の限度額（約款第3条））

## <ファンドの特色>

### ファンドの目的

この投資信託は、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

### ファンドの特色

- ① 日本の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、「日経平均株価（日経225）」の値動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

たとえば日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

※ただし、主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。

- 1、株式配当金の受取による影響
- 2、株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- 3、株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- 4、株式指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離による影響
- 5、日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響

■ 日経平均株価は、テレビや新聞等のメディアで日々値動きが確認出来る株式指数であり、資金の投資成果がどのようになっているかおおむね把握することができます。

■ 株式（現物）は、原則として日経平均株価採用銘柄のうち200銘柄以上に等株数投資を行います。

■ 株式先物は、株価指数先物取引等を活用します。株価指数先物取引等を利用することによって取引コストを軽減させつつ、日経平均株価との連動性を高める運用を目指します。

- ② 購入時の手数料、換金時の手数料、信託財産留保額がかからないファンドです。

※ファンドは、日経225インデックス・マザーファンドを通じて投資を行います。

## 日経平均株価（日経225）について

### ■ 指数の概要

- ・ 日経平均株価とは、東京証券取引所第1部上場銘柄のうち代表的な225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株式指数）の一つです。
- ・ この指数は、1949年5月16日の単純平均株価176円21銭を基準として、日本経済新聞社が公表しています。

### ■ 構成銘柄の入替え

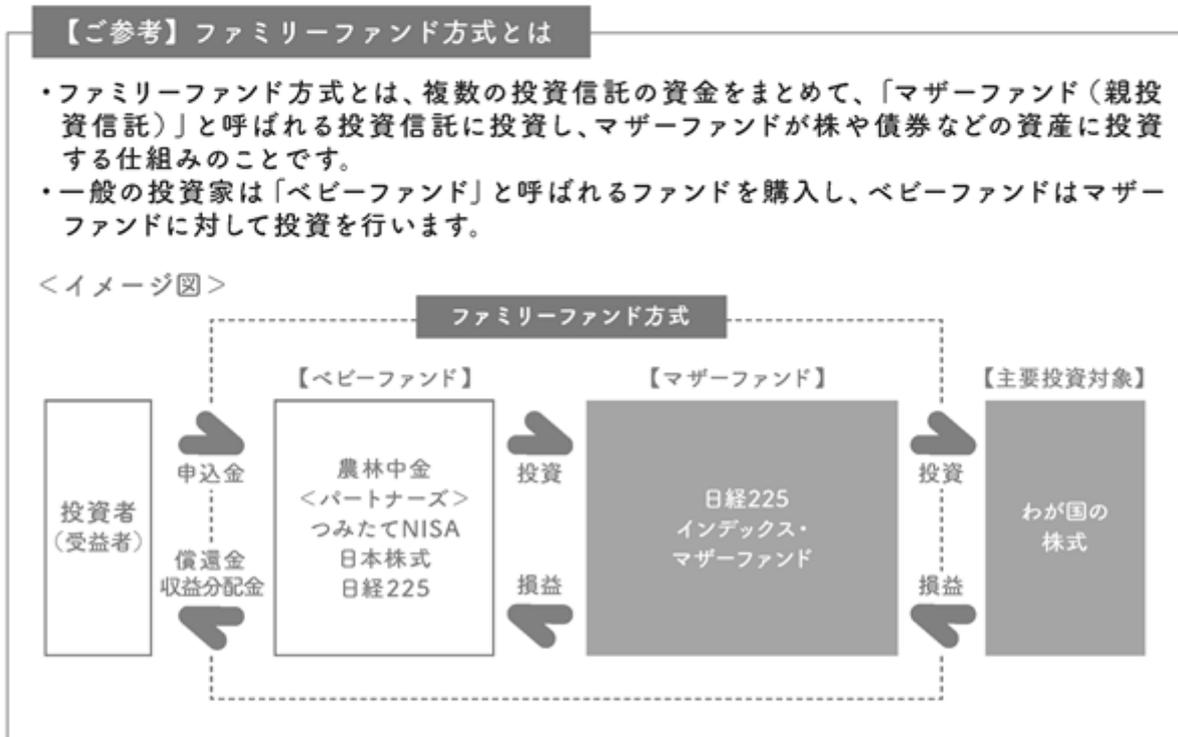
- ・ 毎年定期的に構成銘柄の見直しを行います。（原則として、毎年1回、10月の第1営業日）
- ・ 倒産による整理ポスト入りまたは上場廃止や企業再編による上場廃止、第2部への指定替えなどの臨時の銘柄入替えが行われることがあります。

### 日経平均株価の著作権について

- ・ 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・ 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ 本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負いません。
- ・ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

## ｜ ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、「日経225インデックス・マザーファンド」への投資を通じて、日本の株式に実質的な投資を行います。



## ｜ 主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

## ｜ 分配方針

毎年11月15日(休日の場合は翌営業日)に経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、原則として委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

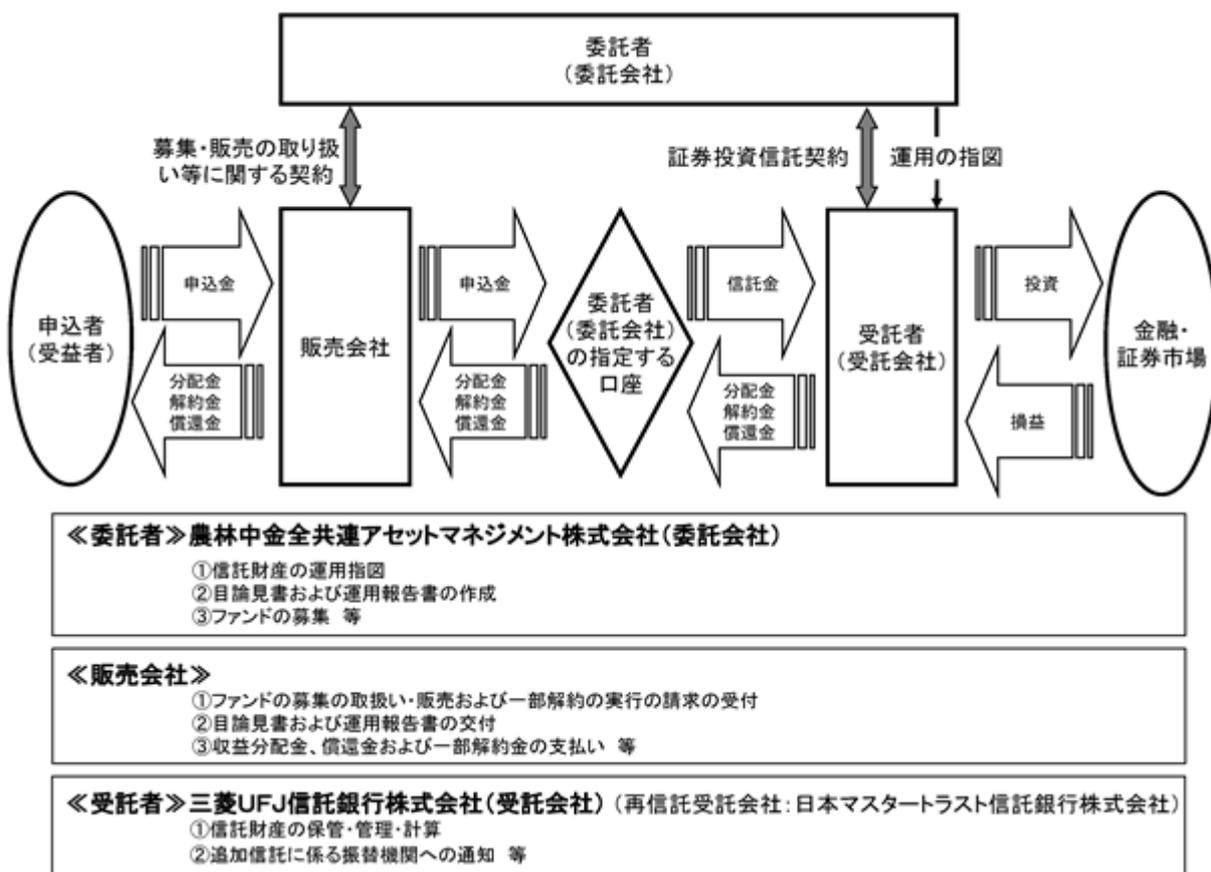
※なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

資金動向・市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

- 2017年12月1日 有価証券届出書の提出
- 2017年12月18日 募集開始日
- 2017年12月19日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日

## (3) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（2020年12月30日現在）

資本金の額

34億2千万円

沿革

1993年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

2000年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2007年9月30日 金融商品取引業の登録

2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	36.61
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	35.30
農中信託銀行株式会社	東京都千代田区神田錦町2丁目2番1号	15,000	28.09

(注) 農林中央金庫及び全国共済農業協同組合連合会が保有する株式はすべて普通株式であり、農中信託銀行株式会社が保有する株式はすべて議決権を有しないA種種類株式です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫 50.91%

全国共済農業協同組合連合会 49.09%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### a．基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

#### b．運用方法

##### 投資対象

日経225インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の取引所に上場している株式に直接投資することがあります。

##### 投資態度

（イ）日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、日経225インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場している株式に実質的に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位に保ちます。

（ハ）ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

（ニ）株式以外の資産への実質投資割合（投資信託財産に属する株式以外の資産の時価総額と投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総額に占める株式以外の資産の時価総額の割合を乗じて得た額との合計額が投資信託財産の総額に占める割合）は、原則として投資信託財産の総額の50%以下とします。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### （2）【投資対象】

#### a．投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### b．運用の指図範囲等（約款第16条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された日経225インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限りません。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

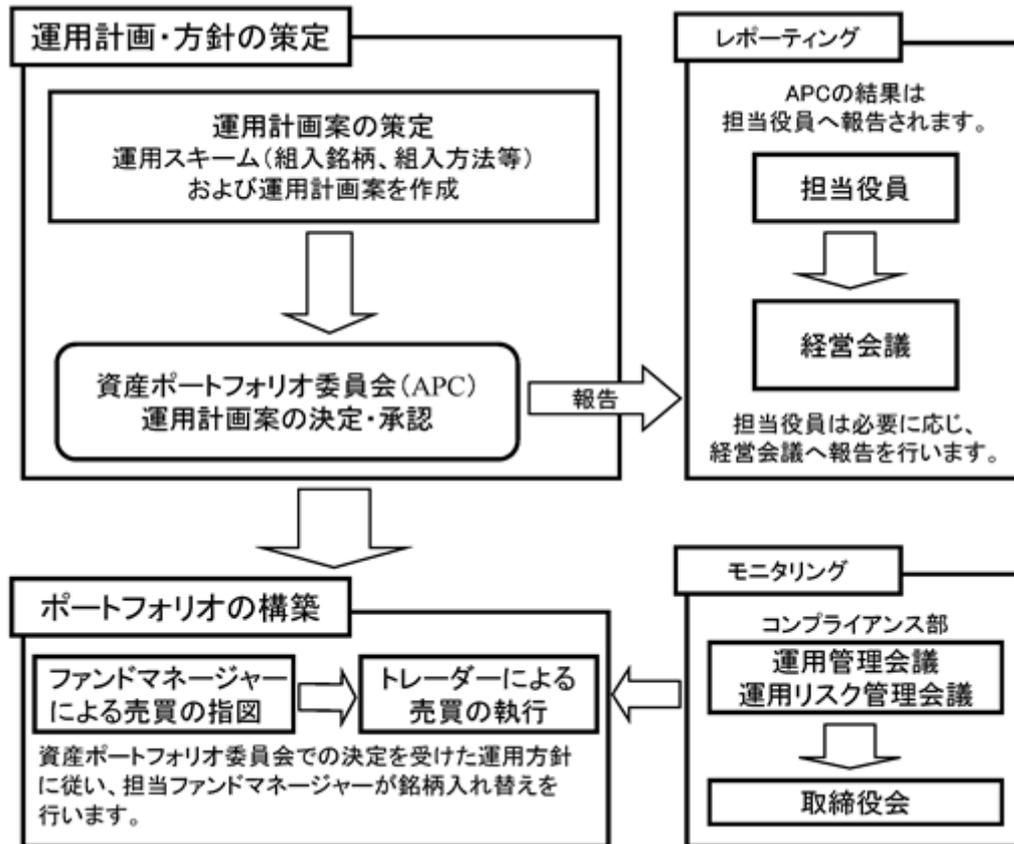
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で第1号から第12号(上記1. から上記12. )までの証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  23. 外国の者に対する権利で第22号(上記22. )の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号(上記1. )の証券または証書および第13号(上記13. )ならびに第18号(上記18. )の証券または証書のうち第1号(上記1. )の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2. から上記6. )までの証券および第13号ならびに第18号(上記13. )ならびに上記18. )の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2. から上記6. )までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号(上記14. )の証券および第15号(上記15. )の証券(新投資口予約権証券を除きます。 )を以下「投資信託証券」といいます。
- 委託者は、信託金を、第1項(上記 )に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。 )により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号(上記5. )の権利の性質を有するもの

第1項（上記）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項（上記）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

#### 1. 運用体制

農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225は、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



<資産ポートフォリオ委員会（APC）>

原則月1回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

#### 2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	45名程度 （うち 投資判断に携わる者 35名程度）
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

#### 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

**（４）【分配方針】****a．収益分配方針（運用の基本方針 ３．収益分配方針）**

毎決算時（毎年11月15日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

**分配対象額の範囲**

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

**分配対象額についての分配方針**

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

**留保益の運用方針**

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、当ファンドは信託財産の成長を優先するため、収益の分配を行わない場合があります。

**b．収益の分配方式（約款第38条）**

投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1．配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**c．収益分配金の再投資等**

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとしてします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**（５）【投資制限】****a．マザーファンドへの投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）**

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

**b．株式への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）**

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

**c．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）**

外貨建資産への投資は行いません。

**d．デリバティブ取引への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限）**

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**e．新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（運用の基本方針 ２．運用方法（３）投資制限、約款第16条第4項および第6項）**

委託者は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資

信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- f. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第16条第5項および第6項)

委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- g. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第20条)

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前各項(上記 および上記)において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- h. 先物取引等の運用指図等(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第22条)

委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- i. スワップ取引の運用指図(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第23条)

委託者は、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託

財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

j. 金利先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限、約款第24条)

委託者は、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. デリバティブ取引に係る投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

l. 信用リスク集中回避のための投資制限(運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

m. 投資する株式等の範囲(約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

第1項(上記)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

n. 信用取引の指図範囲(約款第21条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

第1項(上記)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(第5号(上記5.)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

o. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第25条)

委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を第1号および第2号（下記1．および下記2．）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株券の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

第1項第1号および第2号（上記1．および上記2．）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

p．一部解約の請求および有価証券売却等の指図（約款第29条）

委託者は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

q．再投資の指図（約款第30条）

委託者は、約款第29条（上記p．）の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

r．資金の借入れ（約款第31条）

委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

第1項（上記）の一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

s．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

t．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を

乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

（参考）

「日経225インデックス・マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第14条に基づき、委託者の定める方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、主としてわが国の取引所に上場している株式に投資することにより、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

わが国の株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。

ベンチマークとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の投資比率が投資信託財産の純資産総額を超える場合があります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産の総額の50%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第21条の範囲で行います。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

##### 乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価（日経225）との連動性をより高めるよう運用を行います。主として次の要因により日経平均株価の動きと乖離が生じます。

イ．株式配当金の受取による影響

ロ．株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響

ハ．株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響

ニ．株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と日経平均株価との乖離による影響

ホ．日経平均株価との構成銘柄が異なることによる影響

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

日経平均株価（日経225）が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、日経平均株価が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、日経平均株価が10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に日経平均株価が10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### (3) 投資リスクに対する管理体制

#### フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー(市場全体の動きとファンドが乖離するリスク)の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

#### ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(コンプライアンス部)は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

#### [運用管理会議]

原則として月1回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

#### [運用リスク管理会議]

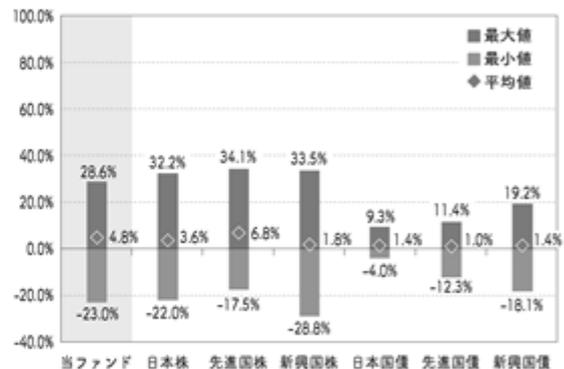
原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

- \*2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。なお、2018年11月までは、ベンチマークの騰落率を表示しております。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

- \*2016年1月～2020年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、2018年11月までの年間騰落率については、当ファンドのベンチマークを用いて算出しております。
- \*すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## \*各資産クラスの指数

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.385%（税抜0.35%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.108%	0.22%	0.022%	0.35%

信託報酬の委託者への配分は、委託した資金の運用への対価です。

信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.0033%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

#### 一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315%（所得税15.315%、地方税5%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

#### 損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315%）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

#### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

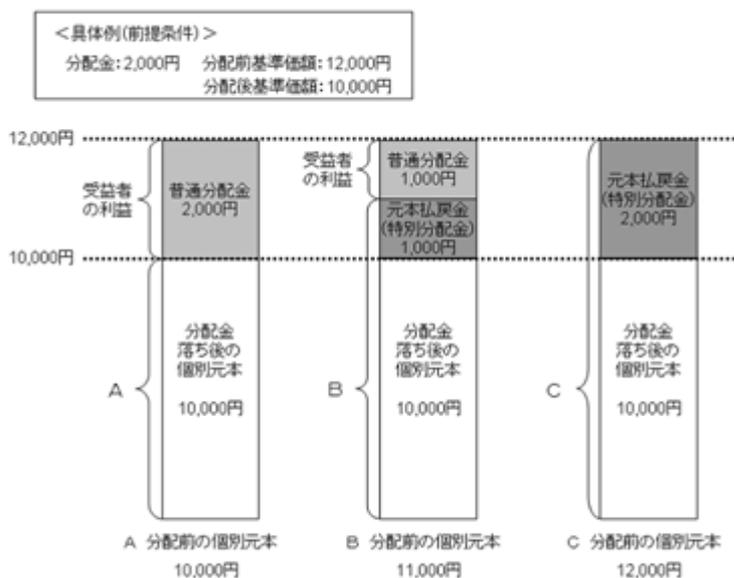
#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜収益分配時の個別元本のイメージ図＞



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

（注意）

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容（2020年12月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

2020年12月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,875,216,727	99.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,238,389	0.04
合計(純資産総額)		2,876,455,116	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	日経225インデックス・マ ザーファンド	2,251,011,295	1.2051	2,712,693,712	1.2773	2,875,216,727	99.96

## ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.96
合計	99.96

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2018年11月15日）	1,958,019,157	1,958,019,157	9,683	9,683
第2計算期間末（2019年11月15日）	2,228,463,812	2,228,463,812	10,535	10,535
第3計算期間末（2020年11月16日）	2,697,921,772	2,697,921,772	11,918	11,918
2019年12月末日	2,277,021,071		10,704	
2020年1月末日	2,241,342,778		10,492	
2月末日	2,053,048,531		9,563	
3月末日	1,867,379,615		8,644	
4月末日	2,002,100,797		9,206	
5月末日	2,184,305,781		9,979	
6月末日	2,242,709,587		10,188	
7月末日	2,197,755,095		9,930	
8月末日	2,356,191,644		10,578	
9月末日	2,390,969,945		10,659	
10月末日	2,381,558,853		10,546	
11月末日	2,752,555,145		12,149	
12月末日	2,876,455,116		12,625	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年12月19日～2018年11月15日	0
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	0
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	0

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年12月19日～2018年11月15日	3.2
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	8.8
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	13.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1計算期間末	2017年12月19日～2018年11月15日	2,022,340,523	167,296	2,022,173,227
第2計算期間末	2018年11月16日～2019年11月15日	98,010,903	4,886,257	2,115,297,873
第3計算期間末	2019年11月16日～2020年11月16日	165,642,903	17,121,764	2,263,819,012

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

日経225インデックス・マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,048,388,680	66.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,516,335,488	33.22
合計(純資産総額)		4,564,724,168	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,509,200,000	33.06

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	4,000	85,970.00	343,880,000	92,470.00	369,880,000	8.10
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	24,000	6,789.00	162,936,000	8,058.00	193,392,000	4.24
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,000	32,570.00	130,280,000	38,400.00	153,600,000	3.36
4	日本	株式	ファナック	電気機器	4,000	24,155.00	96,620,000	25,360.00	101,440,000	2.22
5	日本	株式	エムスリー	サービス業	9,600	8,082.00	77,587,200	9,743.00	93,532,800	2.05
6	日本	株式	ダイキン工業	機械	4,000	23,655.00	94,620,000	22,920.00	91,680,000	2.01
7	日本	株式	KDDI	情報・通信業	24,000	3,150.00	75,600,000	3,066.00	73,584,000	1.61
8	日本	株式	信越化学工業	化学	4,000	15,330.00	61,320,000	18,040.00	72,160,000	1.58
9	日本	株式	テルモ	精密機器	16,000	4,465.00	71,440,000	4,312.00	68,992,000	1.51
10	日本	株式	中外製薬	医薬品	12,000	4,627.00	55,524,000	5,503.00	66,036,000	1.45
11	日本	株式	TDK	電気機器	4,000	13,820.00	55,280,000	15,540.00	62,160,000	1.36
12	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	8,000	7,230.00	57,840,000	7,730.00	61,840,000	1.35
13	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	12,000	4,690.00	56,280,000	4,321.00	51,852,000	1.14
14	日本	株式	京セラ	電気機器	8,000	6,134.00	49,072,000	6,326.00	50,608,000	1.11
15	日本	株式	第一三共	医薬品	12,000	3,505.00	42,060,000	3,535.00	42,420,000	0.93
16	日本	株式	ソニー	電気機器	4,000	9,491.00	37,964,000	10,285.00	41,140,000	0.90
17	日本	株式	セコム	サービス業	4,000	10,035.00	40,140,000	9,517.00	38,068,000	0.83
18	日本	株式	日東電工	化学	4,000	8,050.00	32,200,000	9,230.00	36,920,000	0.81
19	日本	株式	オムロン	電気機器	4,000	8,420.00	33,680,000	9,200.00	36,800,000	0.81
20	日本	株式	オリンパス	精密機器	16,000	2,204.00	35,264,000	2,256.50	36,104,000	0.79
21	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	4,000	8,766.00	35,064,000	8,926.00	35,704,000	0.78
22	日本	株式	花王	化学	4,000	7,902.00	31,608,000	7,970.00	31,880,000	0.70
23	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	20,000	1,655.00	33,100,000	1,594.00	31,880,000	0.70
24	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,000	7,474.00	29,896,000	7,957.00	31,828,000	0.70
25	日本	株式	エーザイ	医薬品	4,000	7,813.00	31,252,000	7,372.00	29,488,000	0.65
26	日本	株式	キッコーマン	食料品	4,000	6,830.00	27,320,000	7,170.00	28,680,000	0.63
27	日本	株式	資生堂	化学	4,000	7,252.00	29,008,000	7,136.00	28,544,000	0.63
28	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	20,000	1,382.00	27,640,000	1,411.00	28,220,000	0.62
29	日本	株式	日産化学	化学	4,000	6,340.00	25,360,000	6,460.00	25,840,000	0.57
30	日本	株式	ネクソン	情報・通信業	8,000	2,530.00	20,240,000	3,180.00	25,440,000	0.56

## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.02
		建設業	1.11
		食料品	2.35
		繊維製品	0.10
		パルプ・紙	0.06
		化学	5.30
		医薬品	5.31
		石油・石炭製品	0.11
		ゴム製品	0.36
		ガラス・土石製品	0.70
		鉄鋼	0.04
		非鉄金属	0.54
		金属製品	0.12
		機械	3.29
		電気機器	14.21
		輸送用機器	2.73
		精密機器	2.39
		その他製品	1.46
		電気・ガス業	0.10
		陸運業	1.07
		海運業	0.07
		空運業	0.02
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	8.32
		卸売業	1.19
		小売業	9.01
		銀行業	0.32
		証券、商品先物取引業	0.16
		保険業	0.44
その他金融業	0.34		
不動産業	0.72		
サービス業	4.62		
合計			66.78

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	日経平均株価指数先物	買建	54	日本円	1,443,161,880	1,481,760,000	32.46
	大阪取引所	ミニ日経225先物	買建	10	日本円	26,642,220	27,440,000	0.60

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## &lt;参考情報&gt;

交付目論見書の運用実績（2020年12月末現在）

2020年12月末現在

## 基準価額・純資産の推移



・分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

決算期／年月日	分配金
1期 2018年11月15日	0円
2期 2019年11月15日	0円
3期 2020年11月16日	0円
設定来累計	0円

・分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

農林中金&lt;パートナーズ&gt;つみたてNISA日本株式 日経225

## &lt;資産の組入比率&gt;

資産の種類	組入比率(%)
日経225インデックス・マザーファンド	100.0
短期資産等	0.0

## 日経225インデックス・マザーファンド

## &lt;組入上位銘柄&gt;

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	8.1
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.2
3	東京エレクトロン	電気機器	3.4
4	ファナック	電気機器	2.2
5	エムスリー	サービス業	2.0
6	ダイキン工業	機械	2.0
7	KDDI	情報・通信業	1.6
8	信越化学工業	化学	1.6
9	テルモ	精密機器	1.5
10	中外製薬	医薬品	1.4

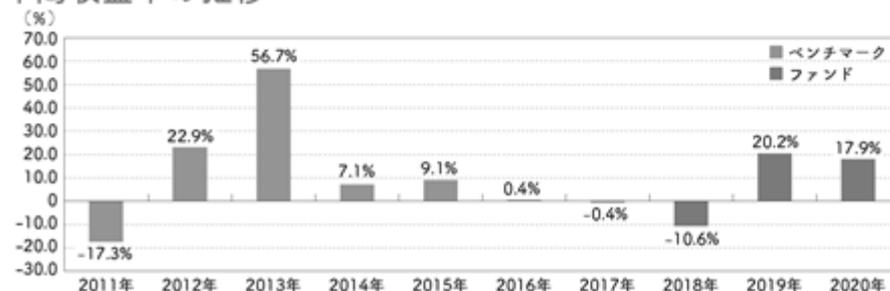
・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。

・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

## &lt;組入上位業種&gt;

	上位業種	組入比率(%)
1	電気機器	14.2
2	小売業	9.0
3	情報・通信業	8.3
4	医薬品	5.3
5	化学	5.3
6	サービス業	4.6
7	機械	3.3
8	輸送用機器	2.7
9	精密機器	2.4
10	食料品	2.3

## 年間収益率の推移



・ベンチマークは「日経平均株価（日経225）」です。

・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

・2016年以前は、ベンチマークの収益率を表示。

・2017年は設定日（12月19日）から年末までの騰落率、2020年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

## 第 2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### （ 1 ）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。  
継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （ 2 ）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込の受付時間は、原則として午後 3 時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式 日経 2 2 5 累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （ 3 ）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1 口の整数倍とします。

#### （ 4 ）申込手数料

申込手数料はかかりません。

#### （ 5 ）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）  
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （1）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）一部解約の受付時間は、原則として午後3時までとなります。（ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合もありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ）委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（2）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### （2）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の基準価額となります。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <https://www.ja-asset.co.jp/>

### （3）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第8条））

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

## b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
株式	原則として、時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）もしくは第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

## c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「つみ日株225」です。）

<p>農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口          &lt;フリーダイヤル&gt; 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）          &lt;ホームページアドレス&gt; <a href="https://www.ja-asset.co.jp/">https://www.ja-asset.co.jp/</a></p>
---

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間（約款第4条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

## (4) 【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

a. この信託の計算期間は、毎年11月16日から翌年11月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から2018年11月15日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

## a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

## (イ) 信託契約の解約（約款第45条）

委託者は、約款第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の

解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

上記の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記から上記までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合、または委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第46条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い(約款第47条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第50条第2項の書面決議において否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(二) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第49条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第50条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第46条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第50条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更等(約款第50条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、上記の事項(上記の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の

2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### c. その他の契約の変更

##### <募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

#### d. 運用報告書等

##### <運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

##### <有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

##### <臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

#### e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第48条）

委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f. 公告（約款第54条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### g. 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第55条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載にしたがい、以下の権利を有するものとします。

##### (イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託者は上記 の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記 の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記 および上記 に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

##### (ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(八) 買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対受益者の受益権買取請求の不適用（約款第51条）

この信託は、受益者が約款第43条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については約款第40条第1項に規定する支払開始日まで、償還金については約款第40条第2項に規定する支払開始日まで、一部解約金については約款第40条第3項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第39条））

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2019年11月16日から2020年11月16日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。





## 1【財務諸表】

農林中金&lt;パートナーズ&gt;つみたてNISA日本株式 日経225

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期 2019年11月15日現在	第3期 2020年11月16日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,903,889	1,928,301
親投資信託受益証券	2,226,497,192	2,695,389,468
未収入金	4,054,676	8,766,169
流動資産合計	2,232,455,757	2,706,083,938
<b>資産合計</b>	<b>2,232,455,757</b>	<b>2,706,083,938</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	54,676	3,566,169
未払受託者報酬	243,448	284,289
未払委託者報酬	3,629,656	4,238,452
未払利息	3	3
その他未払費用	64,162	73,253
流動負債合計	3,991,945	8,162,166
<b>負債合計</b>	<b>3,991,945</b>	<b>8,162,166</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,115,297,873	2,263,819,012
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	113,165,939	434,102,760
(分配準備積立金)	117,353,013	435,630,667
元本等合計	2,228,463,812	2,697,921,772
純資産合計	2,228,463,812	2,697,921,772
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,232,455,757</b>	<b>2,706,083,938</b>

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第2期		第3期	
	自	2018年11月16日 至 2019年11月15日	自	2019年11月16日 至 2020年11月16日
<b>営業収益</b>				
受取利息		1		16
有価証券売買等損益		188,833,680		328,257,860
<b>営業収益合計</b>		<b>188,833,681</b>		<b>328,257,876</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		814		782
受託者報酬		471,354		538,074
委託者報酬		7,027,517		8,022,134
その他費用		64,561		73,342
<b>営業費用合計</b>		<b>7,564,246</b>		<b>8,634,332</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>		<b>181,269,435</b>		<b>319,623,544</b>
経常利益又は経常損失( )		181,269,435		319,623,544
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>		<b>181,269,435</b>		<b>319,623,544</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		103,596		439,872
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>		<b>64,154,070</b>		<b>113,165,939</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		157,964		2,630,102
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		157,964		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		2,630,102
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>4,003,794</b>		<b>876,953</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		876,953
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		4,003,794		-
分配金		-		-
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>		<b>113,165,939</b>		<b>434,102,760</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他	当計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2019年11月16日から2020年11月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2019年11月15日現在	第3期 2020年11月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,022,173,227円	2,115,297,873円
期中追加設定元本額	98,010,903円	165,642,903円
期中一部解約元本額	4,886,257円	17,121,764円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,115,297,873口	2,263,819,012口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0535円 (10,535円)	1.1918円 (11,918円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第2期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日	第3期 自 2019年11月16日 至 2020年11月16日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(33,373,993円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(56,865,742円)、信託約款に規定される収益調整金(1,490,241円)及び分配準備積立金(27,113,278円)より、分配対象収益は118,843,254円(一万口当たり561.83円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(28,217,641円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(290,966,031円)、信託約款に規定される収益調整金(10,928,940円)及び分配準備積立金(116,446,995円)より、分配対象収益は446,559,607円(一万口当たり1,972.59円)ですが、基準価額水準、市況動向等を勘案し分配は行っておりません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2018年11月16日 至 2019年11月15日	第3期 自 2019年11月16日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権等であります。当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っています。ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2019年11月15日現在	第3期 2020年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第2期(自 2018年11月16日 至 2019年11月15日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	190,944,533
合計	190,944,533

第3期(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	331,919,173
合計	331,919,173

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## 株式

該当事項はありません。

## 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日経225インデックス・マザーファンド	2,236,652,119	2,695,389,468	
合計		2,236,652,119	2,695,389,468	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

当ファンドは、「日経225インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「日経225インデックス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## （1）貸借対照表

	2019年11月15日現在	2020年11月16日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	686,634,839	1,308,196,232
株式	2,587,600,760	2,873,700,040
派生商品評価勘定	56,303,748	173,360,076
未収入金	-	255,956
未収配当金	17,846,200	16,537,520
差入委託証拠金	22,464,000	70,047,000
流動資産合計	3,370,849,547	4,442,096,824
資産合計	3,370,849,547	4,442,096,824
負債の部		
流動負債		
前受金	49,446,500	138,346,500
未払解約金	4,054,676	19,397,375
未払利息	1,424	2,580
その他未払費用	4,330	-
流動負債合計	53,506,930	157,746,455
負債合計	53,506,930	157,746,455
純資産の部		
元本等		
元本	3,126,202,066	3,555,194,235
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	191,140,551	729,156,134
元本等合計	3,317,342,617	4,284,350,369
純資産合計	3,317,342,617	4,284,350,369
負債純資産合計	3,370,849,547	4,442,096,824

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	2019年11月15日現在	2020年11月16日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
本書における開示対象ファンドの期首	2018年11月16日	2019年11月16日
同期首元本額	2,759,457,806円	3,126,202,066円
同期中追加設定元本額	434,427,351円	805,844,336円
同期中一部解約元本額	67,683,091円	376,852,167円
元本の内訳		
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225	2,098,291,577円	2,236,652,119円
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(安定運用コース)	213,008,510円	260,296,164円
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド(資産形成コース)	814,901,979円	1,039,816,036円
NZAM・ベータ 日経225	-円	12,797,995円
NZAM・ベータ 日本2資産(株式+REIT)	-円	5,631,921円
合計	3,126,202,066円	3,555,194,235円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間の末日における受益権の総数	3,126,202,066口	3,555,194,235口
3. 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.0611円 (10,611円)	1.2051円 (12,051円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年11月16日 至 2019年11月15日	自 2019年11月16日 至 2020年11月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
3．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年11月15日現在	2020年11月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2018年11月16日 至 2019年11月15日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	167,200,918
合計	167,200,918

(自 2019年11月16日 至 2020年11月16日)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	298,263,274
合計	298,263,274

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2019年11月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	671,897,500	-	728,208,000	56,310,500
合計		671,897,500	-	728,208,000	56,310,500

(2020年11月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,235,286,000	-	1,408,658,000	173,372,000
合計		1,235,286,000	-	1,408,658,000	173,372,000

(注) 時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 株式

(単位:円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
日本水産	4,000	430.00	1,720,000	
マルハニチロ	400	2,285.00	914,000	
国際石油開発帝石	1,600	548.00	876,800	
コムシスホールディングス	4,000	3,115.00	12,460,000	
大成建設	800	3,540.00	2,832,000	
大林組	4,000	926.00	3,704,000	
清水建設	4,000	797.00	3,188,000	
長谷工コーポレーション	800	1,228.00	982,400	
鹿島建設	2,000	1,287.00	2,574,000	
大和ハウス工業	4,000	3,208.00	12,832,000	
積水ハウス	4,000	1,918.00	7,672,000	
日揮ホールディングス	4,000	941.00	3,764,000	
日清製粉グループ本社	4,000	1,770.00	7,080,000	
明治ホールディングス	800	7,550.00	6,040,000	
日本ハム	2,000	4,415.00	8,830,000	
サッポロホールディングス	800	2,085.00	1,668,000	
アサヒグループホールディングス	4,000	4,114.00	16,456,000	
キリンホールディングス	4,000	2,240.50	8,962,000	
宝ホールディングス	4,000	1,251.00	5,004,000	
キッコーマン	4,000	6,830.00	27,320,000	
味の素	4,000	2,264.00	9,056,000	
ニチレイ	2,000	3,010.00	6,020,000	
日本たばこ産業	4,000	2,160.50	8,642,000	
東洋紡	400	1,365.00	546,000	
ユニチカ	400	381.00	152,400	
帝人	800	1,851.00	1,480,800	
東レ	4,000	538.70	2,154,800	
王子ホールディングス	4,000	492.00	1,968,000	
日本製紙	400	1,230.00	492,000	
クラレ	4,000	1,105.00	4,420,000	
旭化成	4,000	977.00	3,908,000	
昭和電工	400	1,943.00	777,200	
住友化学	4,000	379.00	1,516,000	
日産化学	4,000	6,340.00	25,360,000	

東ソー	2,000	1,714.00	3,428,000	
トクヤマ	800	2,321.00	1,856,800	
デンカ	800	3,325.00	2,660,000	
信越化学工業	4,000	15,330.00	61,320,000	
三井化学	800	2,932.00	2,345,600	
三菱ケミカルホールディングス	2,000	594.40	1,188,800	
宇部興産	400	1,795.00	718,000	
花王	4,000	7,902.00	31,608,000	
D I C	400	2,629.00	1,051,600	
富士フイルムホールディングス	4,000	5,671.00	22,684,000	
資生堂	4,000	7,252.00	29,008,000	
日東電工	4,000	8,050.00	32,200,000	
協和キリン	4,000	2,912.00	11,648,000	
武田薬品工業	4,000	3,565.00	14,260,000	
アステラス製薬	20,000	1,655.00	33,100,000	
大日本住友製薬	4,000	1,422.00	5,688,000	
塩野義製薬	4,000	5,622.00	22,488,000	
中外製薬	12,000	4,627.00	55,524,000	
エーザイ	4,000	7,813.00	31,252,000	
第一三共	12,000	3,505.00	42,060,000	
大塚ホールディングス	4,000	4,233.00	16,932,000	
出光興産	1,600	2,205.00	3,528,000	
E N E O Sホールディングス	4,000	370.20	1,480,800	
横浜ゴム	2,000	1,679.00	3,358,000	
ブリヂストン	4,000	3,597.00	14,388,000	
A G C	800	3,550.00	2,840,000	
日本板硝子	400	421.00	168,400	
日本電気硝子	1,200	2,234.00	2,680,800	
住友大阪セメント	400	3,340.00	1,336,000	
太平洋セメント	400	2,954.00	1,181,600	
東海カーボン	4,000	1,216.00	4,864,000	
T O T O	2,000	5,780.00	11,560,000	
日本碍子	4,000	1,699.00	6,796,000	
日本製鉄	400	1,215.00	486,000	
神戸製鋼所	400	498.00	199,200	
ジェイ エフ イー ホールディングス	400	901.00	360,400	
大平洋金属	400	1,817.00	726,800	
日本軽金属ホールディングス	400	1,790.00	716,000	
三井金属鉱業	400	3,020.00	1,208,000	
東邦亜鉛	400	2,048.00	819,200	

三菱マテリアル	400	2,030.00	812,000	
住友金属鉱山	2,000	3,752.00	7,504,000	
DOWAホールディングス	800	3,630.00	2,904,000	
古河電気工業	400	2,489.00	995,600	
住友電気工業	4,000	1,334.50	5,338,000	
フジクラ	4,000	402.00	1,608,000	
SUMCO	400	1,718.00	687,200	
東洋製罐グループホールディングス	4,000	1,102.00	4,408,000	
日本製鋼所	800	2,651.00	2,120,800	
オークマ	800	5,910.00	4,728,000	
アマダ	4,000	1,023.00	4,092,000	
小松製作所	4,000	2,547.00	10,188,000	
住友重機械工業	800	2,394.00	1,915,200	
日立建機	4,000	2,849.00	11,396,000	
クボタ	4,000	2,118.00	8,472,000	
荏原製作所	800	3,065.00	2,452,000	
ダイキン工業	4,000	23,655.00	94,620,000	
日本精工	4,000	916.00	3,664,000	
NTN	4,000	233.00	932,000	
ジェイテクト	4,000	895.00	3,580,000	
日立造船	800	427.00	341,600	
三菱重工業	400	2,448.00	979,200	
IHI	400	1,500.00	600,000	
日清紡ホールディングス	4,000	760.00	3,040,000	
コニカミノルタ	4,000	308.00	1,232,000	
ミネベアミツミ	4,000	1,995.00	7,980,000	
日立製作所	800	3,872.00	3,097,600	
三菱電機	4,000	1,415.00	5,660,000	
富士電機	800	3,490.00	2,792,000	
安川電機	4,000	4,580.00	18,320,000	
オムロン	4,000	8,420.00	33,680,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	800	2,198.00	1,758,400	
日本電気	400	5,500.00	2,200,000	
富士通	400	13,245.00	5,298,000	
沖電気工業	400	927.00	370,800	
セイコーエプソン	8,000	1,403.00	11,224,000	
パナソニック	4,000	1,100.00	4,400,000	
ソニー	4,000	9,491.00	37,964,000	
TDK	4,000	13,820.00	55,280,000	
アルプスアルパイン	4,000	1,465.00	5,860,000	

横河電機	4,000	1,867.00	7,468,000	
アドバンテスト	8,000	7,230.00	57,840,000	
カシオ計算機	4,000	1,980.00	7,920,000	
ファナック	4,000	24,155.00	96,620,000	
京セラ	8,000	6,134.00	49,072,000	
太陽誘電	4,000	4,135.00	16,540,000	
S C R E E Nホールディングス	800	6,310.00	5,048,000	
キヤノン	6,000	1,911.00	11,466,000	
リコー	4,000	670.00	2,680,000	
東京エレクトロン	4,000	32,570.00	130,280,000	
デンソー	4,000	5,267.00	21,068,000	
三井E & Sホールディングス	400	387.00	154,800	
川崎重工業	400	1,576.00	630,400	
日産自動車	4,000	469.00	1,876,000	
いすゞ自動車	2,000	985.00	1,970,000	
トヨタ自動車	4,000	7,474.00	29,896,000	
日野自動車	4,000	945.00	3,780,000	
三菱自動車工業	400	202.00	80,800	
マツダ	800	658.00	526,400	
本田技研工業	8,000	3,055.00	24,440,000	
スズキ	4,000	5,398.00	21,592,000	
S U B A R U	4,000	2,184.00	8,736,000	
ヤマハ発動機	4,000	1,995.00	7,980,000	
テルモ	16,000	4,465.00	71,440,000	
ニコン	4,000	731.00	2,924,000	
オリンパス	16,000	2,204.00	35,264,000	
シチズン時計	4,000	293.00	1,172,000	
バンダイナムコホールディングス	4,000	8,766.00	35,064,000	
凸版印刷	2,000	1,459.00	2,918,000	
大日本印刷	2,000	2,004.00	4,008,000	
ヤマハ	4,000	5,880.00	23,520,000	
東京電力ホールディングス	400	297.00	118,800	
中部電力	400	1,268.50	507,400	
関西電力	400	997.80	399,120	
東京瓦斯	800	2,595.00	2,076,000	
大阪瓦斯	800	2,191.00	1,752,800	
東武鉄道	800	3,465.00	2,772,000	
東急	2,000	1,379.00	2,758,000	
小田急電鉄	2,000	3,040.00	6,080,000	
京王電鉄	800	7,570.00	6,056,000	

京成電鉄	2,000	3,720.00	7,440,000	
東日本旅客鉄道	400	6,260.00	2,504,000	
西日本旅客鉄道	400	4,928.00	1,971,200	
東海旅客鉄道	400	14,150.00	5,660,000	
日本通運	400	7,250.00	2,900,000	
ヤマトホールディングス	4,000	2,564.00	10,256,000	
日本郵船	400	2,138.00	855,200	
商船三井	400	2,650.00	1,060,000	
川崎汽船	400	1,578.00	631,200	
A N Aホールディングス	400	2,545.50	1,018,200	
三菱倉庫	2,000	3,130.00	6,260,000	
ネクソン	8,000	2,530.00	20,240,000	
Zホールディングス	1,600	584.90	935,840	
トレンドマイクロ	4,000	5,600.00	22,400,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	400	489.00	195,600	
日本電信電話	1,600	2,482.50	3,972,000	
K D D I	24,000	3,150.00	75,600,000	
ソフトバンク	4,000	1,265.50	5,062,000	
N T Tドコモ	400	3,894.00	1,557,600	
東宝	400	4,450.00	1,780,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	20,000	1,382.00	27,640,000	
コナミホールディングス	4,000	5,230.00	20,920,000	
ソフトバンクグループ	24,000	6,789.00	162,936,000	
双日	400	238.00	95,200	
伊藤忠商事	4,000	2,709.50	10,838,000	
丸紅	4,000	610.40	2,441,600	
豊田通商	4,000	3,455.00	13,820,000	
三井物産	4,000	1,832.00	7,328,000	
住友商事	4,000	1,309.00	5,236,000	
三菱商事	4,000	2,496.00	9,984,000	
J . フロント リテイリング	2,000	878.00	1,756,000	
三越伊勢丹ホールディングス	4,000	599.00	2,396,000	
セブン&アイ・ホールディングス	4,000	3,357.00	13,428,000	
高島屋	2,000	870.00	1,740,000	
丸井グループ	4,000	2,072.00	8,288,000	
イオン	4,000	3,003.00	12,012,000	
ファーストリテイリング	4,000	85,970.00	343,880,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	4,000	395.00	1,580,000	
新生銀行	400	1,365.00	546,000	

あおぞら銀行	400	1,850.00	740,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,000	461.10	1,844,400	
りそなホールディングス	400	378.70	151,480	
三井住友トラスト・ホールディングス	400	3,145.00	1,258,000	
三井住友フィナンシャルグループ	400	3,158.00	1,263,200	
千葉銀行	4,000	609.00	2,436,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	800	1,951.00	1,560,800	
静岡銀行	4,000	767.00	3,068,000	
みずほフィナンシャルグループ	400	1,409.50	563,800	
大和証券グループ本社	4,000	460.80	1,843,200	
野村ホールディングス	4,000	515.50	2,062,000	
松井証券	4,000	880.00	3,520,000	
SOMPOホールディングス	1,000	4,130.00	4,130,000	
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	1,200	3,149.00	3,778,800	
第一生命ホールディングス	400	1,701.50	680,600	
東京海上ホールディングス	2,000	5,276.00	10,552,000	
T&Dホールディングス	800	1,199.00	959,200	
クレディセゾン	4,000	1,248.00	4,992,000	
日本取引所グループ	4,000	2,394.50	9,578,000	
東急不動産ホールディングス	4,000	490.00	1,960,000	
三井不動産	4,000	2,129.50	8,518,000	
三菱地所	4,000	1,762.00	7,048,000	
東京建物	2,000	1,340.00	2,680,000	
住友不動産	4,000	3,300.00	13,200,000	
エムスリー	9,600	8,082.00	77,587,200	
ディー・エヌ・エー	1,200	1,911.00	2,293,200	
電通グループ	4,000	3,265.00	13,060,000	
サイバーエージェント	800	6,200.00	4,960,000	
楽天	4,000	1,107.00	4,428,000	
リクルートホールディングス	12,000	4,690.00	56,280,000	
日本郵政	4,000	830.30	3,321,200	
セコム	4,000	10,035.00	40,140,000	
合 計	722,200		2,873,700,040	

## 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式 日経225

(2020年12月30日現在)

資産総額	2,878,606,905円
負債総額	2,151,789円
純資産総額( - )	2,876,455,116円
発行済口数	2,278,343,310口
1万口当たり純資産額( / )	12,625円

(参考)

日経225インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

(2020年12月30日現在)

資産総額	6,035,944,130円
負債総額	1,471,219,962円
純資産総額( - )	4,564,724,168円
発行済口数	3,573,861,303口
1万口当たり純資産額( / )	12,773円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

### （3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### （5）受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### （6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### （7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（2020年12月30日現在）

34億2千万円

発行する株式の総数：116,400株（普通株式101,400株、A種種類株式15,000株）

発行済株式総数：53,400株（普通株式38,400株、A種種類株式15,000株）

最近5年間における資本金の額の増減

・2012年7月26日 A種種類株式15,000株を発行し15億円増資（資本金34億2千万円）

（注）A種種類株式は議決権を有しません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。

運用の流れ

###### 1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2020年12月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	272本	4,281,602百万円
公社債投資信託	75本	295,752百万円
合計	347本	4,577,354百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。









## (1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	10,953,987		1,500,057	
分別金信託		100,000		100,000	
有価証券		91,023		-	
1年内償還予定のその他の関係 会社有価証券		1,000,000		1,000,000	
立替金		-		18,100,000	
前払費用		116,844		124,580	
未収委託者報酬		1,672,837		1,838,990	
未収運用受託報酬		197,286		150,845	
未収投資助言報酬		146,031		162,884	
未収収益		1,546		989	
その他		30,225		49,574	
流動資産計		14,309,782		23,027,922	
固定資産					
有形固定資産		148,382		160,681	
建物	2	95,253		98,910	
器具備品	2	53,129		61,770	
無形固定資産		8,281		7,610	
商標権		5,886		5,216	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産		5,244,866		4,303,635	
投資有価証券		964,082		1,003,692	
その他の関係会社有価証券		4,000,000		3,000,000	
長期差入保証金		82,624		80,859	
長期前払費用		2,743		2,702	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		188,715		209,680	
固定資産計		5,401,530		4,471,926	
資産合計		19,711,313		27,499,849	

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
借入金			-		7,000,000
預り金			1,500,896		838,534
未払金			619,815		674,602
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		603,800		659,294	
その他未払金		12,868		12,161	
未払費用			125,004		152,123
未払法人税等			651,420		665,703
未払消費税等			98,144		137,084
賞与引当金			180,895		192,976
流動負債計			3,176,175		9,661,024
固定負債					
退職給付引当金			187,460		204,533
役員退任慰労引当金			59,600		45,400
固定負債計			247,060		249,933
負債合計			3,423,235		9,910,957
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
資本金			3,420,000		3,420,000
資本剰余金					
資本準備金		1,500,000		1,500,000	
資本剰余金計			1,500,000		1,500,000
利益剰余金					
利益準備金		74,040		74,040	
その他利益剰余金		11,256,010		12,619,519	
別途積立金		8,805,000		10,005,000	
繰越利益剰余金		2,451,010		2,614,519	
利益剰余金計			11,330,050		12,693,559
株主資本計			16,250,050		17,613,559
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			38,026		24,667
評価・換算差額等計			38,026		24,667
純資産合計			16,288,077		17,588,892
負債純資産合計			19,711,313		27,499,849

## （２）【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			7,793,271		8,458,016
運用受託報酬			965,238		898,248
投資助言報酬			281,724		280,440
その他営業収益			593		-
営業収益計			9,040,826		9,636,704
営業費用					
支払手数料			1,704,583		1,614,335
広告宣伝費			37,891		15,912
調査費			1,160,822		1,357,718
調査費		540,390		580,513	
委託調査費		618,070		774,552	
函書費		2,361		2,652	
委託計算費			339,499		362,447
営業雑経費			84,914		110,063
通信費		21,031		21,707	
印刷費		41,155		58,336	
協会費		13,173		15,124	
諸会費		1,347		1,469	
その他営業雑経費		8,205		13,425	
営業費用計			3,327,712		3,460,477
一般管理費					
給料			1,336,594		1,403,962
役員報酬		88,362		84,469	
給料・手当		895,684		939,814	
賞与		156,753		176,302	
賞与引当金繰入額		180,895		192,976	
役員退任慰労引当金繰入額		14,900		10,400	
福利厚生費			170,844		184,734
交際費			18,673		21,211
旅費交通費			39,994		43,592
租税公課			93,387		103,638
不動産賃借料			169,149		174,195
賃借料			1,748		-
役員退任慰労金			-		3,750
退職給付費用			44,599		46,152
固定資産減価償却費			28,828		31,759
業務委託費			282,049		346,403
諸経費			142,172		160,019
一般管理費計			2,328,042		2,519,421
営業利益			3,385,071		3,656,806

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取配当金			9,268		7,701
有価証券利息	1		8,193		5,681
受取利息			62		82
投資有価証券売却益			1,131		25,593
投資有価証券償還益			104		637
その他			132		564
営業外収益計			18,892		40,260
営業外費用					
支払利息	1		4,391		3,925
投資有価証券売却損			28,297		1,036
投資有価証券償還損			146		-
その他			268		3,232
営業外費用計			33,103		8,193
經常利益			3,370,861		3,688,874
特別損失					
固定資産除却損	2		0		13
特別損失計			0		13
税引前当期純利益			3,370,861		3,688,860
法人税、住民税及び事業税			1,040,431		1,145,683
法人税等調整額			10,324		11,686
法人税等合計			1,030,106		1,133,996
当期純利益			2,340,754		2,554,863

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	7,905,000	2,000,856	9,979,896	14,899,896
当期変動額								
剰余金の配当						990,600	990,600	990,600
別途積立金の積立					900,000	900,000		
当期純利益						2,340,754	2,340,754	2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					900,000	450,154	1,350,154	1,350,154
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	51,680	51,680	14,951,577
当期変動額			
剰余金の配当			990,600
別途積立金の積立			
当期純利益			2,340,754
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,653	13,653	13,653
当期変動額合計	13,653	13,653	1,336,500
当期末残高	38,026	38,026	16,288,077

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	8,805,000	2,451,010	11,330,050	16,250,050
当期変動額								
剰余金の配当						1,191,355	1,191,355	1,191,355
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000		
当期純利益						2,554,863	2,554,863	2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計					1,200,000	163,508	1,363,508	1,363,508
当期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	38,026	38,026	16,288,077
当期変動額			
剰余金の配当			1,191,355
別途積立金の積立			
当期純利益			2,554,863
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	62,693	62,693	62,693
当期変動額合計	62,693	62,693	1,300,814
当期末残高	24,667	24,667	17,588,892

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

器具備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

### 3．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 10,848,776千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。</p> <p>預金 1,357,112千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 86,645千円</p> <p>器具備品 105,592千円</p> <hr/> <p>合計 192,238千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 93,907千円</p> <p>器具備品 126,749千円</p> <hr/> <p>合計 220,656千円</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 8,193千円</p> <p>支払利息 4,391千円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>有価証券利息 5,681千円</p> <p>支払利息 3,925千円</p>
<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 0千円</p> <hr/> <p>合計 0千円</p>	<p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 13千円</p> <hr/> <p>合計 13千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
A種種類株式（株）	15,000			15,000
合 計（株）	53,400			53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	969,600	25,250	2018年3月31日	2018年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2018年3月31日	2018年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	利益剰余金	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2019年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,170,355	30,478	2019年3月31日	2019年6月25日
	A種種類株式	21,000	1,400	2019年3月31日	2019年6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	利益剰余金	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	利益剰余金	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

## (リース取引関係)

前事業年度 2019年3月31日	当事業年度 2020年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)をご参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,953,987	10,953,987	-
(2)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,055,106	1,055,106	-
(3)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	5,000,000	5,003,175	3,175
資産計	17,009,094	17,012,269	3,175

(\*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

## (3)その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	10,953,697	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	91,023	661,233	34,918	1,045
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	4,000,000	-	-
合計	12,044,720	4,661,233	34,918	1,045

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。また、金融債での運用については、毎月時価の把握や金利上昇時の評価損失等のリスク指標の把握を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	1,500,057	1,500,057	-
(2)立替金	18,100,000	18,100,000	-
(3)未収委託者報酬	1,838,990	1,838,990	-
(4)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,003,692	1,003,692	-
(5)その他の関係会社有価証券(*) 満期保有目的の債券	4,000,000	3,998,450	1,550
資産計	26,442,739	26,441,189	1,550
(1)短期借入金	7,000,000	7,000,000	-
負債計	7,000,000	7,000,000	-

(\*) 1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 立替金、(3) 未収委託者報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 有価証券及び投資有価証券  
投資信託の時価は、当期の決算日の基準価額によっております。
- (5) その他の関係会社有価証券  
金融債の時価は、取引金融機関が提示する参考時価情報によっております。

#### 負 債

- (1) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	1,499,843	-	-	-
未収委託者報酬	1,838,990	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期のあるもの	-	542,216	86,552	90,900
その他の関係会社有価証券 満期保有目的の債券	1,000,000	3,000,000	-	-
合計	4,338,833	3,542,216	86,552	90,900

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決済日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	7,000,000	-	-	-	-	-
合計	7,000,000	-	-	-	-	-

## (有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

## 1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	2,750,000	2,754,025	4,025
	小計	2,750,000	2,754,025	4,025
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	2,250,000	2,249,150	850
	小計	2,250,000	2,249,150	850
合計		5,000,000	5,003,175	3,175

## 2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	662,842	573,533	89,308
	小計	662,842	573,533	89,308
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	392,264	426,739	34,475
	小計	392,264	426,739	34,475
合計		1,055,106	1,000,273	54,832

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	281,834	1,131	28,297
合計	281,834	1,131	28,297

当事業年度（2020年3月31日）

## 1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	750,000	750,450	450
	小計	750,000	750,450	450
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	3,250,000	3,248,000	2,000
	小計	3,250,000	3,248,000	2,000
合計		4,000,000	3,998,450	1,550

## 2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	527,717	457,409	70,307
	小計	527,717	457,409	70,307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	475,975	563,421	87,446
	小計	475,975	563,421	87,446
合計		1,003,692	1,020,831	17,138

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるかと判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3．売却したその他有価証券

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	117,187	25,593	1,036
合計	117,187	25,593	1,036

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2．確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	179,077	187,460
退職給付費用	28,033	28,307
退職給付の支払額	19,650	11,234
退職給付引当金の期末残高	187,460	204,533

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533
退職給付引当金	187,460	204,533
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	187,460	204,533

## (3) 退職給付費用

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	28,033	28,307

## (税効果会計関係)

(単位:千円)

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額 51,625	ソフトウェア償却超過額 52,965
敷金償却否認 3,960	敷金償却否認 4,450
会員権評価損否認 2,591	会員権評価損否認 2,591
電話加入権評価損 1,395	電話加入権評価損 1,395
賞与引当金 55,390	賞与引当金 59,089
役員退任慰労引当金 18,249	役員退任慰労引当金 13,901
退職給付引当金 57,400	退職給付引当金 62,628
その他有価証券評価差額金 10,556	その他有価証券評価差額金 26,775
未払事業税 35,833	未払事業税 36,548
その他 5,272	その他 5,978
繰延税金資産小計 242,275	繰延税金資産小計 266,324
評価性引当額 26,213	評価性引当額 35,115
繰延税金資産合計 216,062	繰延税金資産合計 231,208
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 27,346	その他有価証券評価差額金 21,528
繰延税金負債合計 27,346	繰延税金負債合計 21,528
繰延税金資産の純額 188,715	繰延税金資産の純額 209,680
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税 等の負担率との差異の原因となった主な項目 別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>	<p>本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。</p> <p>当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。</p>

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン	合計
8,136,568	904,257	9,040,826

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,741,003	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,153,935	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	604,053	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
8,768,245	868,459	9,636,704

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	1,913,159	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,433,389	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	587,396	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

#### [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (* )	4,391	短期借入金	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\* ) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,040,198	金融業	被所有 直接 50.91%	当社投資信託の購入、募集・販売の取扱等 役員の兼任	資金の借入に係る利息の支払 (* )	3,925	短期借入金	7,000,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\* ) 資金の借入については、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

農林中央金庫(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1 株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	345,496円81銭	379,372円18銭
1株当たり当期純利益金額	60,410円26銭	65,986円03銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額(千円)	2,340,754	2,554,863
普通株主に帰属しない金額(千円)	21,000	21,000
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	2,319,754	2,533,863
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400	38,400

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	16,288,077	17,588,892
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,021,000	3,021,000
(うちA種種類株式払込金額(千円))	(3,000,000)	(3,000,000)
(うちA種種類株式配当額(千円))	(21,000)	(21,000)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	13,267,077	14,567,892
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	38,400	38,400

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		12,794,627
分別金信託		100,000
有価証券		44,706
1年内償還予定のその他の 関係会社有価証券		1,000,000
前払費用		153,317
未収委託者報酬		1,860,178
未収運用受託報酬		149,315
未収投資助言報酬		159,174
未収収益		699
その他		39,892
流動資産計		16,301,911
固定資産		
有形固定資産	1	156,588
建物		94,752
器具備品		61,836
無形固定資産		7,275
投資その他の資産		3,736,705
投資有価証券		937,775
その他の関係会社有価証券		2,500,000
長期差入保証金		80,059
長期前払費用		2,201
会員権		6,700
繰延税金資産		209,969
固定資産計		3,900,569
資産合計		20,202,481

		第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		993,354
未払金		802,141
未払費用		154,871
未払法人税等		454,824
未払消費税等		66,710
賞与引当金		221,708
流動負債計		2,693,610
固定負債		
退職給付引当金		220,037
役員退任慰労引当金		52,400
固定負債計		272,437
負債合計		2,966,047
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		3,420,000
資本剰余金		
資本準備金		1,500,000
資本剰余金計		1,500,000
利益剰余金		
利益準備金		74,040
その他利益剰余金		12,238,585
別途積立金		11,205,000
繰越利益剰余金		1,033,585
利益剰余金計		12,312,625
株主資本計		17,232,625
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,807
評価・換算差額等計		3,807
純資産合計		17,236,433
負債純資産合計		20,202,481

## (2) 中間損益計算書

		第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
科 目	注記 番号	金 額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		3,884,485
運用受託報酬		329,330
投資助言報酬		138,602
営業収益計		4,352,418
営業費用		
支払手数料		672,378
その他		1,015,916
営業費用計		1,688,294
一般管理費	1	1,320,123
営業利益		1,344,000
営業外収益	2	6,350
営業外費用	3	8,569
経常利益		1,341,782
特別損失	4	1,058
税引前中間純利益		1,340,723
法人税、住民税及び事業税		418,109
法人税等調整額		3,851
法人税等合計		414,257
中間純利益		926,466

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第28期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	10,005,000	2,614,519	12,693,559	17,613,559
当中間期変動額								
剰余金の配当						1,307,400	1,307,400	1,307,400
別途積立金の積立					1,200,000	1,200,000		
中間純利益						926,466	926,466	926,466
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計					1,200,000	1,580,933	380,933	380,933
当中間期末残高	3,420,000	1,500,000	1,500,000	74,040	11,205,000	1,033,585	12,312,625	17,232,625

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	24,667	24,667	17,588,892
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,307,400
別途積立金の積立			
中間純利益			926,466
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	28,475	28,475	28,475
当中間期変動額合計	28,475	28,475	352,458
当中間期末残高	3,807	3,807	17,236,433

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
償却原価法(定額法)を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 5～50年  
器具備品 3～15年
- (2) 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
商標権 10年

### 3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員退任慰労引当金  
役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第28期中間会計期間 (2020年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	228,613千円

## （中間損益計算書関係）

第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	16,520千円
無形固定資産	335千円
2 営業外収益の主要項目	
受取配当金	2,655千円
有価証券利息	1,872千円
受取利息	48千円
投資信託償還益	1,736千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	698千円
投資信託売却損	6,544千円
投資信託償還損	1,325千円
4 特別損失の主要項目	
固定資産除却損	1,058千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間 増加	当中間会計期間 減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400	-	-	38,400
A種種類株式（株）	15,000	-	-	15,000
合 計（株）	53,400	-	-	53,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,286,400	33,500	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種種類株式	21,000	1,400	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

第28期中間会計期間（2020年9月30日）

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）をご参照ください。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	12,794,627	12,794,627	-
(2) 未収委託者報酬	1,860,178	1,860,178	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	982,481	982,481	-
(4) その他の関係会社有価証券（*） 満期保有目的の債券	3,500,000	3,502,875	2,875
資産計	19,137,287	19,140,162	2,875

（\*）1年内償還予定のその他の関係会社有価証券を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

投資信託の時価は、基準価額によっております。

(4) その他の関係会社有価証券

金融債の時価は、取引金融機関の提示する参考時価情報によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## (有価証券関係)

第28期中間会計期間(2020年9月30日)

## 1. 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	金融債	3,500,000	3,502,875	2,875
	小計	3,500,000	3,502,875	2,875
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	金融債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,500,000	3,502,875	2,875

## 2. その他有価証券

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	435,987	352,532	83,455
	小計	435,987	352,532	83,455
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	546,493	615,049	68,555
	小計	546,493	615,049	68,555
合計		982,481	967,581	14,899

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間末の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしておりますが、当中間会計期間末においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## (デリバティブ取引関係)

第28期中間会計期間(2020年9月30日)

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

本社は、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を営業費用に計上しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は中間損益計算書に記載されております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
4,035,274	317,143	4,352,418

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	707,985	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	892,786	投資運用業
State Street Cayman Trust Company, Ltd.	211,834	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報]

第28期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	370,740円45銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	17,236,433
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	3,000,000
(うちA種種類株式払込金額)(千円)	(3,000,000)
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	14,236,433
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数(株)	38,400

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	24,126円73銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	926,466
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	926,466
普通株式の期中平均株式数(株)	38,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について  
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託者

名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額（2020年3月末日現在）

324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt; 再信託受託会社の概況 &gt;

名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額（2020年3月末日現在）

10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額(単位：百万円) (2020年3月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	4,040,198	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
北海道信用農業協同組合連合会	1	農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでおります。
岩手県信用農業協同組合連合会	23,463	
茨城県信用農業協同組合連合会	28,669	
埼玉県信用農業協同組合連合会	165,600	
東京都信用農業協同組合連合会	130,200	
神奈川県信用農業協同組合連合会	201,700	
長野県信用農業協同組合連合会	60,662	
新潟県信用農業協同組合連合会	56,200	
石川県信用農業協同組合連合会	33,047	
岐阜県信用農業協同組合連合会	74,618	
静岡県信用農業協同組合連合会	161,300	
愛知県信用農業協同組合連合会	220,402	
三重県信用農業協同組合連合会	68,752	
福井県信用農業協同組合連合会	23,373	
滋賀県信用農業協同組合連合会	40,700	
京都府信用農業協同組合連合会	41,997	
大阪府信用農業協同組合連合会	140,600	
兵庫県信用農業協同組合連合会	208,800	
和歌山県信用農業協同組合連合会	57,883	
広島県信用農業協同組合連合会	80,200	

山口県信用農業協同組合連合会	1	35,542
徳島県信用農業協同組合連合会	1	32,500
香川県信用農業協同組合連合会	1	28,418
高知県信用農業協同組合連合会	1	24,879
福岡県信用農業協同組合連合会	1	46,173
佐賀県信用農業協同組合連合会	1	28,129
大分県信用農業協同組合連合会	1	15,509
宮崎県信用農業協同組合連合会	1	25,200
岩手中央農業協同組合	1	4,329
岩手江刺農業協同組合	1	2,328
仙台農業協同組合	1	3,375
みやぎ亘理農業協同組合	1	1,532
みやぎ登米農業協同組合	1	6,378
新みやぎ農業協同組合	1	10,536
いしのまき農業協同組合	1	4,584
みやぎ仙南農業協同組合	1	3,882
秋田しんせい農業協同組合	1	5,410
山形農業協同組合	1	4,007
さがえ西村山農業協同組合	1	3,682
山形おきたま農業協同組合	1	4,761
鶴岡市農業協同組合	1	1,474
庄内たがわ農業協同組合	1	4,290
ふくしま未来農業協同組合	1	15,999
福島さくら農業協同組合	1	8,942
水戸農業協同組合	1	3,310
茨城みなみ農業協同組合	1	1,231
北つくば農業協同組合	1	3,393
はが野農業協同組合	1	3,888
那須南農業協同組合	1	1,171
前橋市農業協同組合	1	4,097
高崎市農業協同組合	1	2,121
佐波伊勢崎農業協同組合	1	2,573
さいたま農業協同組合	1	8,291
あさか野農業協同組合	1	867
いるま野農業協同組合	1	5,778
埼玉中央農業協同組合	1	2,349
くまがや農業協同組合	1	2,721
ほくさい農業協同組合	1	3,135
越谷市農業協同組合	1	2,035
南彩農業協同組合	1	2,835
埼玉みずほ農業協同組合	1	1,469
さいかつ農業協同組合	1	1,842
ふかや農業協同組合	1	1,732
市川市農業協同組合	1	3,323
横浜農業協同組合	1	11,919
セレサ川崎農業協同組合	1	2,517
よこすか葉山農業協同組合	1	1,411
さがみ農業協同組合	1	5,161

湘南農業協同組合	1	3,301
秦野市農業協同組合	1	1,698
かながわ西湘農業協同組合	1	2,448
厚木市農業協同組合	1	2,477
相模原市農業協同組合	1	859
神奈川つくい農業協同組合	1	806
長野八ヶ岳農業協同組合	1	4,159
佐久浅間農業協同組合	1	6,853
信州うえだ農業協同組合	1	4,172
信州諏訪農業協同組合	1	6,384
上伊那農業協同組合	1	8,122
みなみ信州農業協同組合	1	4,436
松本ハイランド農業協同組合	1	6,494
あづみ農業協同組合	1	4,164
大北農業協同組合	1	3,141
グリーン長野農業協同組合	1	3,803
中野市農業協同組合	1	2,590
なごの農業協同組合	1	12,924
北越後農業協同組合	1	2,971
胎内市農業協同組合	1	1,321
新潟みらい農業協同組合	1	4,781
新津さつき農業協同組合	1	1,558
越後中央農業協同組合	1	5,202
にいがた南蒲農業協同組合	1	4,946
越後ながおか農業協同組合	1	5,382
越後おぢや農業協同組合	1	2,379
北魚沼農業協同組合	1	2,660
十日町農業協同組合	1	2,729
柏崎農業協同組合	1	3,344
えちご上越農業協同組合	1	7,703
ひすい農業協同組合	1	1,225
にいがた岩船農業協同組合	1	2,414
佐渡農業協同組合	1	2,422
新潟市農業協同組合	1	3,162
加賀農業協同組合	1	1,986
小松市農業協同組合	1	1,876
能美農業協同組合	1	1,259
金沢中央農業協同組合	1	1,061
金沢市農業協同組合	1	3,136
石川かほく農業協同組合	1	2,023
はくい農業協同組合	1	1,361
能登わかば農業協同組合	1	2,650
おおぞら農業協同組合	1	1,404
ぎふ農業協同組合	1	7,192
西美濃農業協同組合	1	4,584
いび川農業協同組合	1	2,019
めぐみの農業協同組合	1	4,997
陶都信用農業協同組合	1	1,604

東美濃農業協同組合	1	2,610
飛騨農業協同組合	1	6,452
伊豆太陽農業協同組合	1	1,757
三島函南農業協同組合	1	1,012
伊豆の国農業協同組合	1	902
あいら伊豆農業協同組合	1	901
南駿農業協同組合	1	3,113
御殿場農業協同組合	1	1,215
富士市農業協同組合	1	1,467
富士宮農業協同組合	1	932
清水農業協同組合	1	2,945
静岡市農業協同組合	1	1,868
大井川農業協同組合	1	3,364
ハイナン農業協同組合	1	840
掛川市農業協同組合	1	766
遠州夢咲農業協同組合	1	3,495
遠州中央農業協同組合	1	3,273
とびあ浜松農業協同組合	1	3,677
三ヶ日町農業協同組合	1	295
なごや農業協同組合	1	2,411
尾張中央農業協同組合	1	2,091
西春日井農業協同組合	1	156
あいち尾東農業協同組合	1	1,201
愛知北農業協同組合	1	751
愛知西農業協同組合	1	1,606
あいち海部農業協同組合	1	1,080
あいち知多農業協同組合	1	6,979
あいち中央農業協同組合	1	3,542
西三河農業協同組合	1	1,316
あいち三河農業協同組合	1	1,118
あいち豊田農業協同組合	1	1,808
愛知東農業協同組合	1	948
蒲郡市農業協同組合	1	296
ひまわり農業協同組合	1	1,406
愛知みなみ農業協同組合	1	1,330
豊橋農業協同組合	1	2,495
三重北農業協同組合	1	6,148
鈴鹿農業協同組合	1	1,574
津安芸農業協同組合	1	2,408
伊勢農業協同組合	1	6,287
伊賀ふるさと農業協同組合	1	3,733
おうみ富士農業協同組合	1	2,641
甲賀農業協同組合	1	2,518
グリーン近江農業協同組合	1	4,487
東びわこ農業協同組合	1	3,892
北びわこ農業協同組合	1	1,877
北大阪農業協同組合	1	1,845
茨木市農業協同組合	1	1,217

大阪泉州農業協同組合	1	1,961
いずみの農業協同組合	1	2,841
堺市農業協同組合	1	1,190
大阪南農業協同組合	1	3,728
グリーン大阪農業協同組合	1	1,466
大阪中河内農業協同組合	1	4,237
北河内農業協同組合	1	2,640
大阪市農業協同組合	1	2,318
兵庫六甲農業協同組合	1	5,754
あかし農業協同組合	1	421
兵庫南農業協同組合	1	3,749
みのり農業協同組合	1	4,340
兵庫みらい農業協同組合	1	3,456
加古川市南農業協同組合	1	518
兵庫西農業協同組合	1	12,582
相生市農業協同組合	1	104
ハリマ農業協同組合	1	928
たじま農業協同組合	1	4,383
丹波ひかみ農業協同組合	1	2,220
丹波ささやま農業協同組合	1	2,150
淡路日の出農業協同組合	1	1,862
あわじ島農業協同組合	1	3,943
奈良県農業協同組合	1	9,371
わかやま農業協同組合	1	4,698
ながみね農業協同組合	1	2,012
紀の里農業協同組合	1	3,716
紀北川上農業協同組合	1	4,671
ありだ農業協同組合	1	2,091
紀州農業協同組合	1	3,712
紀南農業協同組合	1	4,778
みくまの農業協同組合	1	1,059
鳥取いなば農業協同組合	1	5,888
鳥取中央農業協同組合	1	3,740
鳥取西部農業協同組合	1	5,066
島根県農業協同組合	1	22,328
広島市農業協同組合	1	9,390
佐伯中央農業協同組合	1	1,390
広島中央農業協同組合	1	3,076
福山市農業協同組合	1	6,056
三次農業協同組合	1	1,834
山口県農業協同組合	1	16,655
徳島市農業協同組合	1	3,215
香川県農業協同組合	1	25,453
越智今治農業協同組合	1	6,444
高知市農業協同組合	1	4,777
高知県農業協同組合	1	11,009
福岡八女農業協同組合	1	3,409
宮崎中央農業協同組合	1	5,718
延岡農業協同組合	1	1,416

沖縄県農業協同組合	1	22,989
マインズ農業協同組合	1	1,784
県央愛川農業協同組合	1	483
越前たけふ農業協同組合	1	2,878
黒部市農業協同組合	1	1,330
山武郡市農業協同組合	1	4,756
洗馬農業協同組合	1	928
ちちぶ農業協同組合	1	1,843
埼玉ひびきの農業協同組合	1	1,933
君津市農業協同組合	1	3,748
町田市農業協同組合	1	1,016
福井県農業協同組合	2	17,420
晴れの国岡山農業協同組合	2	25,314
佐賀県農業協同組合	1	21,957
伊万里市農業協同組合	1	2,400
唐津農業協同組合	1	4,472
邑楽館林農業協同組合	1	2,969
千葉みらい農業協同組合	1	2,971
水郷つくば農業協同組合	1	4,064
下野農業協同組合	1	2,043
とうかつ中央農業協同組合	1	1,658
東京中央農業協同組合	1	1,156
みなみ魚沼農業協同組合	1	2,096
大阪北部農業協同組合	1	1,652
三重中央農業協同組合	1	2,116
レーク大津農業協同組合	1	2,424
広島北部農業協同組合	1	2,362
長崎西彼農業協同組合	1	3,354
長崎県央農業協同組合	1	5,714
つくば市谷田部農業協同組合	1	1,496

1 出資金の額（2020年3月末日現在）

2 出資金の額（2020年4月1日現在）

## 2【関係業務の概要】

### （1）受託者

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

### （2）販売会社

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫<sup>（注）</sup>と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

（注）農林中央金庫は、原則として、販売会社としての業務は行っておりません。

## 3【資本関係】

農林中央金庫は委託者が発行する普通株式を保有しており、持株比率は36.61%、議決権保有比率は50.91%です。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

(注) 委託者においては普通株式のほか議決権を有しないA種種類株式を発行しているため、持株比率と議決権保有比率が一致しません。

## 第3【参考情報】

当計算期間中において、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を以下のとおり提出しております。

書類名	提出年月日	提出先
有価証券報告書	2020年2月14日	関東財務局
有価証券届出書	2020年2月14日	
半期報告書	2020年8月14日	
有価証券届出書	2020年8月14日	

# 独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 細野 和也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋 印

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月6日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225の2019年11月16日から2020年11月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金<パートナーズ>つみたてNISA日本株式 日経225の2020年11月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2020年12月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野	和也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長尾	充洋	印

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。